

平成 20 年 8 月 5 日

## 危害防止命令の実施状況中間報告

平成 18 年 8 月 28 日、経済産業省より弊社が受けました半密閉式瞬間湯沸器に対する緊急回収命令に関し、新たに平成 20 年 6 月 25 日付消費生活用製品安全法第 39 条に基づく危害防止命令が発せられました。

再点検完了期限の平成 20 年 8 月 25 日まで期間の半分をすぎましたので、現在弊社が行っております再点検体制と実施の状況を中間報告いたします。

現在、弊社は、パロマグループ全社の総力を挙げて取り組み、最後の 1 台まで必ず回収するために、最大限の努力をいたしております。再点検活動において新たに対象機器が発見されており、消費者の皆様の安全のために誠心誠意、社員一丸となって力を尽くす所存です。何卒よろしくご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

### 記

- (1) 危害防止命令の要旨
- (2) 再点検の実施体制
- (3) 再点検の方法
- (4) 再点検の実施中間状況
- (5) 消費者への周知徹底実施状況

パロマ工業株式会社・株式会社パロマ 緊急対策本部広報室

郵便番号 467-8585 名古屋市瑞穂区桃園町 6 番 23 号

TEL : 052-824-5111 FAX : 052-824-5005

## (1) 危害防止命令の要旨

1. 平成 18 年 8 月 28 日付け緊急命令により点検及び回収を命じられたすべての対象機器について、再度点検を行い、平成 20 年 8 月 25 日までに再点検を完了し 9 月 1 日までに報告すること。
2. 上記の再点検を行うことについて、消費者への注意喚起を行うこと
3. 上記再点検活動を行うに当たっては、弊社代表取締役社長を長とする強力な再点検チームを組織すること
4. 上記再点検活動については、第三者の監査を受けること
5. 上記再点検活動の実施状況及びその結果、ならびに消費者への注意喚起については、再点検活動が完了するまでの間、毎週経済産業省へ報告すること

## (2) 再点検の実施体制

1. 再点検等を行なうに当たっては、消費者の皆様の安全のために、すべての業務に優先して全力を挙げて取り組んで参りました。また、今後の運営の中で状況の変化・新たな問題の発生等があれば、その都度見直しを図り、社員全員一丸となって最大限の努力をしております。
2. 再点検体制は、パロマ工業株式会社代表取締役社長川瀬二郎を長とするグループ会社総力体制をとり、社内監査班の設置、情報処理体制の強化などを行ない、実効性が高く迅速な再点検活動体制といたしております。
3. 人員体制につきましては、外部委託会社による支援、人材派遣会社からの派遣、弊社製品の修理を行っていただいているパロマサービスショップ様や弊社と工事委託契約をしている全国工事店様など、外部委託者約 1,000 名に加えパロマ社員約 1,200 名、の合計約 2,200 名の体制で実施いたしております。
4. 再点検に当たっては、別添-1 の通り、危害防止命令の趣旨に合致した弊社の再点検体制が構築されているかを、専門的かつ中立的に監査いただくため、学識経験者・法曹界関係者等による第三者監査委員会を設置いたしました。  
合わせて、弊社の再点検活動が、適正かつ正確に行われているかを確認すべく、法律事務所による全件監査を受けております。

## (3) 再点検の方法

再点検については、平成 18 年 7 月より点検・回収を行ってまいりました約 5 万 3 千件のお客様宅を再訪問させていただいております。また、今回あらためて新聞・テレビ・ラジオ等により消費者の方々に広く周知徹底を行い、対象機器の存在の可能性をお知らせいただいたお客様宅を訪問しております。

訪問時には、お客様のプライバシーを尊重しつつ、お客様のご了解のもとに面談・入室をお願いし、弊社が対象機器の有無の確認を行ない、現在ご使用中の機器のメーカー名・型式名の確認と写真撮影を行なっています。さらに、対象機器が取り付いているお部屋が

ないか、ガレージや倉庫・地下室等に保管されているものはないかなど、すべてのお部屋に対象機器の存在が無いことを確認し、確認票にお客様から「対象機器はない」旨ご確認のご署名・捺印をいただく事を原則とし再点検活動をおこなっております。

(4) 再点検の実施中間状況

1) これまでの所在情報に基づく 52,945 の実施状況

再点検 対象数	52,945	—	対象外	32,655
(平成 20 年 5 月 31 日時点)			対象	20,011
				(内、回収済み：19,993)
			未点検	279

平成 20 年 7 月 28 日時点 (台)

これまでの所在情報に基づく再点検対象数		52,945	
再点検済		25,679	
新たに確認された対象品		113 件 114 台※	
使用 状況	使用中	15	
	閉栓など使用されていない	99	
改造の 有/無	改造あり	0	
	改造なし	114	

※114 台の内、回収済み：108 台

2) これまでの所在情報以外での対象品確認数 182 台

平成 20 年 7 月 28 日時点 (台)

これまでの所在情報以外での対象品		157 件 182 台※	
使用 状況	使用中	26	
	閉栓など使用されていない	156	
改造の 有/無	改造あり	1	
	改造なし	180	
	確認中	1	

※ 182 台の内、回収済み：162 台

## (5) 消費者への周知徹底実施状況

### 1) 新聞による注意喚起

- ・一般全国紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞）  
平成20年7月5日に掲載
- ・地方ブロック紙（北海道新聞、中日新聞、西日本新聞）  
平成20年7月5日に掲載
- ・地方紙（26紙）平成20年7月8日～9日に掲載  
平成20年7月8日に掲載（7紙）  
平成20年7月9日に掲載（19紙）
- ・業界紙（4紙）平成20年7月7日～9日に掲載  
平成20年7月7日に掲載（プロパン新聞、プロパン・ブタンニュース）  
平成20年7月8日に掲載（プロパン産業新聞）  
平成20年7月9日に掲載（ガスエネルギー新聞）
  
- ・一般全国紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞）  
平成20年7月24日に掲載
- ・地方ブロック紙（北海道新聞、中日新聞、西日本新聞）  
平成20年7月24日に掲載
- ・地方紙（26紙）平成20年7月24日に掲載
  
- ・更に、今後も一般全国紙・地方ブロック紙・地方紙に掲載を予定しています。

### 2) テレビCMによる注意喚起

レギュラー番組提供枠平成20年7月4日から平成20年8月22日まで

『パロマからいま一度のご確認のお願いです』と題したCMを放送致しています。

- ・ TBSテレビ「ドリームプレス社」内30秒CM  
(毎週金曜日 20:00～22:54)
- ・ 日本テレビ「踊る!さんま御殿!」内30秒CM  
(毎週火曜日 20:00～20:54)

更に上記に加えて、7月19日より8月24日まで（8月16日を除く）下記番組でのCM放送を追加しています。

- ・ テレビ東京「週間ニュース新書」内30秒CM  
(毎週土曜日 11:30～12:30)

また7月21日、下記番組においてCM放送を実施いたしました。

- ・ テレビ東京「カンブリア宮殿スペシャル」内30秒CM  
(7月21日 22:00～23:24)

### 3) インターネット

自社ホームページにて平成20年6月27日から「いま一度、ご確認をお願い致します」と題した注意喚起をトップページに掲載中です。

4) ダイレクトメール

平成20年7月5日より、ガス事業者及びLPガス事業者よりいただいた情報を対象に、「いま一度のご確認のお願い」を逐次発送しています。

5) ラジオCMによる注意喚起

新しく全国ネットの番組提供枠を確保し、平成20年8月1日から平成20年8月15日まで『パロマからいま一度のご確認のお願いです』と題したCMの放送をしています。

- ・ 文化放送（系列34局）「ニュースパレード」内40秒CM  
(月曜日から金曜日まで 17:00~17:15)

別添-1

1. 第三者監査委員会

監査委員の選任

以下の方々にご就任いただきました。

	ご氏名	ご略歴
委員長	坂井 一郎	弁護士
委員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
委員	大久保 和孝	新日本有限責任監査法人 公認会計士
委員	石川 和男	東京女子医科大学教授
委員	早野 木の美	消費生活専門相談員・関東学院大学講師

2. 監査組織

◇ 西村あさひ法律事務所

・ 監査業務

平成20年7月14日監査開始。

・ 監査体制

西村あさひ法律事務所木目田裕弁護士と尾崎恒康弁護士を長とし、30人体制で監査を実施していただいております。